

事業評価制度推進支援業務委託 業務説明資料

本資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 委託業務名

事業評価制度推進支援業務委託

2 趣旨

本市では、今後見込まれる多額の収支不足を解消するため、令和4年度から、歳出改革の仕組みの段階的な構築と実践を進め、その中の取組の一つとして、施策・事業評価制度を推進している。事業評価は、これまでの定性的な評価から、6つの客観的な指標に基づく評価へと再構築を行い、令和5年度には、一般財源活用額の上位100事業（以下「100大事業」という。）の事業評価に対して外部視点による検証を行っている。

本業務は、令和8年度予算における一般財源活用額の上位100事業等（令和5年度に対象とした事業は除く）の事業評価に対し、外部の視点での見直しや改善の助言・指摘を予算編成の参考材料とし、歳出改革の推進につなげることを目的とするものである。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

横浜市内

5 業務内容

本市では、現在、「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」、「横浜市中期計画」、「行政運営の基本方針」の3つの市政方針及び各年度の予算編成における歳出改革基本方針に基づき、歳出改革の実践を進めている。受託者は、これらの方針等を踏まえ、以下の業務を行うこと。

(1) 業務実施計画書の提出

作業項目、委託者と受託者の役割分担、工数、実施体制、スケジュール等を取りまとめた業務実施計画書を提出すること（データ納品でサイズはA4版）。なお、受託者は本業務を円滑かつ効果的に実施するため、本業務と同様の業務経験を持つなど、行政等の評価制度に精通し、知見を有する者を配置すること。

(2) 100大事業の評価結果の検証

本市の事業所管部署で実施した100大事業の事業評価結果を、委託者が示す客観的な指標において細事業単位で検証を行い、事業に対する助言を行うこと。対象となる細事業数は70本程度とする。なお、助言にあたっては、次の視点を盛り込むこととする。

- ・実施の目的や効果を確認し、実施効果の低いものに対する自己評価の確認に加え、別視点からの考察・事業の方向性・事業展開の可能性・先進事例等の紹介についての助言・提案
- ・分析指標の「説明項目」に着目し、自己評価の確認に加え、別視点からの考察・事業の方向性・事業展開の可能性・先進事例等の紹介についての助言・提案
特に「負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針」（平成 27 年 4 月）及び「市民利用施設等の利用者負担の考え方」（平成 24 年 7 月）については、これらを踏まえた運用であるかの確認を前提とする。

評価結果に係るデータ及び評価に係る実施要領は委託者からデータで受託者へ提供する。なお、事業終了などの検討の余地がないと判断される事業は、本検証の対象外とするものとし、対象範囲は委託者と受託者で協議の上、決定する。

(3) 事業所管部署へのヒアリング

(2)で実施した検証内容について、事業所管部署へのヒアリングを実施すること。ヒアリング概要は委託者と協議の上、決定することとし、会場は委託者が用意するものとする。

令和 9 年度の予算編成に活用するため、令和 8 年 9 月をめぐり、全ての事業についてヒアリングを実施すること。また、仮の検証を行い、中長期的な視点も意識しながら令和 9 年度予算編成との連動に重点を置いた助言・提案（暫定版）を取りまとめて委託者に提供すること。

(4) 報告書の作成

令和 9 年度以降の予算編成に活用するため、(3)で作成した暫定版の内容も含め、検証した結果を報告書としてまとめて令和 9 年 2 月までに委託者へ提出すること。報告書は中長期的な視点に重点を置くとともに、暫定版の内容を更に深めることとする。また報告内容については、市 HP 等で公表する。なお、暫定版への記載がなく、報告書に記載していく内容のうち、必要な助言・提案については、委託者と定期的に打合せを行い、随時委託者に情報提供を行うものとする。

打合せの詳細な日時については、委託者と協議の上、決定することとする。

また、報告書には次の内容を入れること。

- ・検証事業数
- ・検証結果
- ・事業の改善すべき点、今後の課題や課題に対する考えらえる対応

【参考】 3つの市政方針、令和 8 年度予算編成における歳出改革基本方針及び 100 大事業の自己分析に対する外部視点の点検報告書

- ・横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html>

・横浜市中期計画(原案)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2026-2029/genan.html>

・行政運営の基本方針

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/innovation/hoshin.files/hoshin_kakutei.pdf

・令和8年度予算編成における歳出改革基本方針

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/innovation/saisyutuhoshin.files/0012_20250910.pdf

・100大事業の自己分析に対する外部視点の点検報告書

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/innovation/jigyohyoka/r05/100daijigyou.files/0008_20240202.pdf

6 業務遂行上の配慮事項

- (1) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者（専任である必要はない）を置き、本市と十分に連絡調整を行うこととする。
- (2) 本市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合がある。
- (3) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務計画を策定して行うこととする。
- (4) 業務の全部を再委託することはできない。
- (5) 成果品については、横浜市に帰属するものとする。